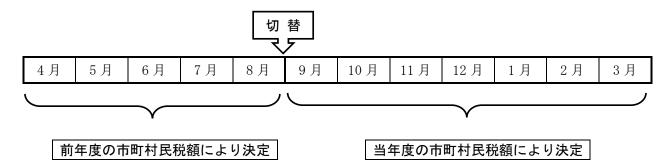
保育料(利用者負担額)の算定について

認定こども園及び保育園は、国・県・市の負担金と保護者等からご負担いただく保育料によって運営されています。つまり、保育料として、運営費(人件費、事業費、管理費、給食材料費等)の一部をご負担いただくことになります。

また、保育料は、保護者等の市町村民税(住民税)の課税額に応じた負担(応能負担)が基本となり、国で定める基準を上限として市が決定します。

1. 保育料の決定

- ・児童の満年齢(当年度4月1日現在)と保育必要量(保育標準時間、保育短時間)、保護者等の市 町村民税額に応じて決まります。
- ・保育料は毎年9月に切り替えとなります。



- ・住宅借入等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税額が算定の基準になります。
- ・年少扶養(16歳未満の子ども)がついている場合は、年少扶養の数×22,800円を控除した額で保育料を決定します。控除方法は、父母それぞれの所得割額から、各年少扶養を控除した後に合算して算定します。

2. 課税額算定対象者

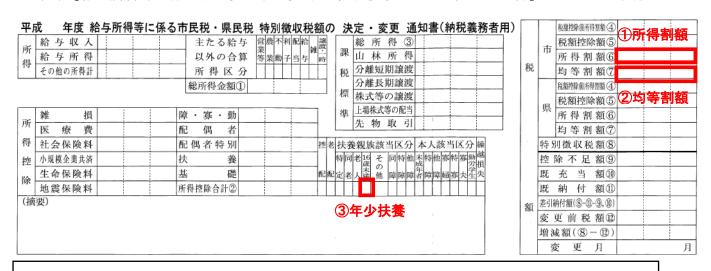
- ・保育料はその児童と同一世帯で、生計を一つにしている父母、またそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の市町村民税額の合計額で算定します。
- ・父母共に非課税で、かつ父母どちらも所得が38万円以下である場合は、同居の扶養義務者(祖父母等)の市町村民税額で算定することがあります。

3. 保育料を算定するための「市町村民税額」の確認方法

(1)【所得・課税証明証】をお持ちの場合



(2)【給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書】をお持ちの場合



【保育料の試算方法】

- ・「所得割額」が記載されている方:①所得割額 (③年少扶養×22,800) = 保育料を算定する額
- ・「均等割額」のみ記載されている方:②均等割額 = 保育料を算定する額
 - ※住宅借入等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除がある場合は、 控除前の市町村民税額で算定します。

4. 算定の例

●ケース 1 (単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	100, 000	3, 500	2	
母	30,000	3, 500	0	

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定

 (文) ①100,000 円 - (③2 人×22,800 円) = 54,400 円
 84,400 円 \Rightarrow $\frac{1 号:第4階層}{2 \cdot 3 号:D7階層}$

●ケース 2 (単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	④税額控除	
父	100, 000	3, 500	1	・住宅借入控除 20,000 円 ・寄付金控除 20,000 円	
母	30,000	3, 500	1		

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定。税額控除があるため、控除前の税額で算定

(父) (①100,000 円+④40,000 円) - (③1 \wedge ×22,800 円) = 117,200 円 + 124,400 円 \rightarrow 1 + 3 + 3 + 3 + 8 + 8 + 8 + 8 + 9 + 9 + 1 + 9 + 9 + 9 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 + 9 + 1 +

●ケース 3 (単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	40,000	3, 500	2	
母	20,000	3, 500	0	

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定。

(父) ① 40,000 円 - (③2 人×22,800 円) = 0 円 (母) ① 20,000 円 - (③0 人×22,800 円) = 20,000 円 \rightarrow 20,000 円 \rightarrow $2 \cdot 3$ 号: D 3 階層

●ケース 4 (単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	0	3, 500	1	
母	0	0	0	

・均等割額のみの場合は、均等割額で算定

(父) 均等割額のみ \Rightarrow 1号:第3階層 $2 \cdot 3$ 号: C 階層

●ケース 5 (単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	0	0	2	
母	0	0	0	
祖父	70,000	3, 500	0	
祖母	10,000	3, 500	0	

・父母共に非課税(所得38万円以下)である場合は、同居の扶養義務者(祖父母等:最も収入があるかた)の所得割額で算定

(祖父) ① 70,000 円 - (③0 人×22,800 円) = 70,000 円 \Rightarrow 15: 第4階層 $2 \cdot 35:$ 第6階層

5. 保育料基準表

◆令和3年度 1号認定こどもの保育料・給食費◆

※令和元年10月1日~

		保育料の 月額 (単位:円)	給食費(副食 費・主食費) の月額		
第1階層	1階層 生活保護世帯				0円
第2階層		果税世帯(ひとり親世 対等割のみ課税世帯含		0円	0円
第3階層	市町村民税非認 ※市町村民税均	果税世帯 対等割のみ課税世帯含	0 円	0円	
	市町村民税所得割課税世帯	課税額31,501	ひとり親世帯等	0円	0円
第4階層		円未満	ひとり親世帯等以外	0円	0円
		課税額31,501	0円	4,700円	

- ※4月~8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月~翌年3月分までの給食費は 当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。
- ※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については【年少 扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した額で給食費を決定します。
- ※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者(祖父母等)の課税額で給食費 を算定する場合があります。
- ※修正申告により年度途中に市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度(4月~翌年3月)に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

<給食費の減免について>

- ・<u>18歳未満の子</u>が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。 ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。
 - ※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計 配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第 11 条にお いて読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき

◆令和3年度 2号認定こども(3歳以上児)の保育料・給食費◆

※令和元年10月1日~

		階層区分		保育料の 月額	総食費(副食 費・おやつ 代)の月額	備考
A	生活保護世帯	0円	0円			
B1	市町村民税非課税ひと	り親世帯等	ll .	0円	0円	×
B2	市町村民税非課税ひと	り親世帯等」	以外	0 円	0 円	
C	市町村民税均等割のみ	, ≑⊞ ⊀兴 ↓↓↓. †↓.	ひとり親世帯等	0円	0 円	
С	川町州氏税均等割のあ	· 珠忧 世 帝	ひとり親世帯等以外	0 円	0円	
D1	市町村民税所得割課税	泊額 3,000 円	ひとり親世帯等	0 円	0 円	
DI	未満		ひとり親世帯等以外	0 円	0 円	
D2	市町村民税所得割課税	2額3,000円	ひとり親世帯等	0 円	0 円	,
DZ	以上 12,000 円未満		ひとり親世帯等以外	0 円	0 円	
	市町村民税所得割課 税額 12,000 円以上 21,000 円未満	12,100 円	ひとり親世帯等	0 円	0 円	14
D3		未満	ひとり親世帯等以外	0 円	0 円	
טט		12,100 円	ひとり親世帯等	0円	4,500円	
18.		以上	ひとり親世帯等以外	0 円	4,500円	
D4	市町村民税所得割課税額 21,000 円以上	31,501 円未	満のひとり親世帯等	0 円	4,500円	A
DI	39,000 円未満	上記以外	L.	0円	4,500円	*
D5	市町村民税所得割課税	2額 39,000 円	以上 57,000 円未満	0円	4,500円	0 8
D6	市町村民税所得割課税	总額 57,000 円	以上 75,000 円未満	0 円	4,500円	
D7	市町村民税所得割課税	以上 93,000 円未満	0円	4,500円		
D8	市町村民税所得割課税額 93,000 円以上 123,300 円未満			0 円	4,500円	
D9	市町村民税所得割課税額 123,300 円以上 255,100 円未満			0円	4,500円	
D10	市町村民税所得割課税	255, 100	円以上 351, 400 円未満	0 円	4,500円	*
D11	市町村民税所得割課税	泊額 351, 400 ト	円以上	0 円	4,500円	

- ※4月~8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月~翌年3月分までの給食費は当該年度 の市町村民税額に基づいて決定します。
- ※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養 (16 歳未満の子ども)の数×22,800 円】を控除した金額で給食費を決定します。
- ※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者(祖父母等)の課税額で給食費を算 定する場合があります。
- ※修正申告により年度途中に市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度(4月~翌年3月)に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

(裏面へ)

<給食費の減免について>

- ・備考▲の世帯
 - 生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。
- ・<u>18歳未満の子</u>が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。 ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。
 - ※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配 偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第 11 条において 読み替えて準用される同令第 1 条に規定する額を超えるとき

※完全給食を実施している園(よつばこども園・さくらこども園・和田にじいろこども園・ 妙高高原こども園・ひまわり保育園)は、主食費(月額500円)を別途各園で徴収します。

◆令和3年度 3号認定こども(3歳未満児)の保育料・給食費◆

※令和元年10月1日~

	Λ ΓΛΟΤ-ΤΟΛΙΓΑ 						
	階層区分			保育料(給	食費含む)	備考	
SE	ľ	百盾区力		保育標準時間	保育短時間	UHI 17	
A	生活保護世帯		0円	0 円			
B1	市町村民税非課税ひと	:り親世帯等	0円	0 円			
B2	市町村民税非課税ひと	:り親世帯等」	以外	0円	0 円		
С	市町村民税均等割のみ	, 調	ひとり親世帯等	4,000円	3,950円	A	
	川町村氏枕均寺割のみ	球忧 世 市	ひとり親世帯等以外	9,000円	8,900円		
D1	市町村民税所得割課税	泊額 3,000 円	ひとり親世帯等	5,000円	4,950 円	A	
DI	未満		ひとり親世帯等以外	11,000円	10,900円		
D2	市町村民税所得割課税	始額 3,000 円	ひとり親世帯等	6,850円	6,750円	_	
DZ	以上 12,000 円未満		ひとり親世帯等以外	13,700円	13,500 円<		
	市町村民税所得割課 税額 12,000 円以上 21,000 円未満	12,100 円	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円		
D3		未満	ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400 円		
D3		12,100 円	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	A	
		以上	ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400 円		
D4	市町村民税所得割課税額 21,000 円以上	31,501 円未	満のひとり親世帯等	9,000円	9,000円	A	
DI	39,000 円未満	上記以外	· .	23,000 円	22,700 円		
D5	市町村民税所得割課税	2額 39,000 円	以上 57,000 円未満	28,000円	27,600 円		
D6	市町村民税所得割課税	总額 57,000 円	以上 75,000 円未満	32,000円	31,500円		
D7	市町村民税所得割課稅	以上 93,000 円未満	35,500円	34, 900 円			
D8	市町村民税所得割課税額 93,000 円以上 123,300 円未満			38,500円	37, 900 円		
D9	市町村民税所得割課稅	泊額 123, 300 F	円以上 255, 100 円未満	42,500円	41,800円		
D10	市町村民税所得割課税	总額 255, 100 F	円以上 351, 400 円未満	48,000円	47, 200 円		
D11	市町村民税所得割課稅	总額 351, 400 F	円以上	62,000円	61,000円	2	

- ※4月~8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月~翌年3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。
- ※この表の「3歳未満児」とは、当該年度の4月1日現在において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中の保育料は3歳未満児として適用します。
- ※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養(16 歳未満の子ども)の数×22,800 円】を控除した金額で保育料を決定します。
- ※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者(祖父母等)の課税額で保育料を算定する場合があります。
- ※修正申告により年度途中に市町村民税所得割課税額の更正があった場合は保育料を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度(4月~翌年3月)に限り遡って適用します。前年度以前の保育料の変更は行いません。

(裏面へ)

<各種負担軽減措置について>

備考▲の世帯

・生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。

備考●の世帯

- ・生計を一にする最年長の子どもから2人目は半額になります。
- ・生計を一にする子が3人以上いる世帯は、3人目以降が無償になります。

上記以外の世帯

- ・ 兄弟姉妹が同時に入園している場合は、最年長の子どもから2人目が半額になります。
- ・<u>18歳未満の子</u>が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。 ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。
 - ア 対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計 配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第 11 条にお いて読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき
 - イ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が就労の場合で、次の要件を満 たさないとき
 - (ア) 就労時間(休憩時間含む)が6時間以上、または保護者本人が社会保険に加入していること
 - (イ) 自営業で事業主以外の保護者にあっては専従者給与の支払いがあること
 - ウ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が求職活動であるとき

6. 保育料が変更になるケース

以下のケースについては、保育料が変更となる場合があります。

- (1) 同時入園している兄弟(姉妹)が、卒園、退園した場合
- (2) 兄弟(姉妹)が入園し、同時入園になった場合
- (3) 婚姻・離婚された場合
- (4) 修正申告等により税額に変更があった場合
 - ・申出日の属する年度(4月~翌年3月)に限り遡って適用します。前年度以前の保育料の 変更はいたしません。
 - ・確定申告をしている場合は、扶養の付け替えの修正申告はできません。

※上記(3)(4)に該当する場合は、必ず園又はこども教育課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 妙高市教育委員会 こども教育課 幼児教育係 (電話0255-74-0040)